参考資料

1　指標一覧

施策構成		項目	単位	現状値（年度）	R8	R9	R10	R11	R12
ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進	省エネルギー対策等の推進	温室効果ガス排出量※（県全体）	万ｔ－CO_2	4,438（▲24.8%）（R4）	4,091（▲30.7%）	3,962（▲32.9%）	3,832（▲35.1%）	3,703（▲37.3%）	3,574（▲39.4%）
		【参考】内、森林等吸収源における削減量	万ｔ－CO_2	－	104	102	100	98	96
		二酸化炭素排出量（産業）	万ｔ－CO_2	3,144（▲23.2%）（R4）	3,017（▲26.3%）	2,934（▲28.3%）	2,851（▲30.4%）	2,768（▲32.4%）	2,685（▲34.4%）
		二酸化炭素排出量（民生（業務））	万ｔ－CO_2	203（▲49.9%）（R4）	199（▲50.9%）	183（▲54.8%）	168（▲58.7%）	152（▲62.6%）	136（▲66.5%）
		二酸化炭素排出量（運輸）	万ｔ－CO_2	519（▲15.3%）（R4）	510（▲16.9%）	502（▲18.2%）	494（▲19.5%）	486（▲20.8%）	478（▲22.1%）
		二酸化炭素排出量（民生（家庭））	万ｔ－CO_2	431（▲25.4%）（R4）	324（▲43.9%）	305（▲47.3%）	285（▲50.7%）	266（▲54.1%）	246（▲57.4%）
		二酸化炭素排出量（廃棄物）	万ｔ－CO_2	42（▲6.1%）（R4）	33（▲26.0%）	32（▲28.0%）	31（▲30.0%）	30（▲32.0%）	30（▲34.0%）
		その他ガス排出量	万ｔ－CO_2	200（19.9%）（R4）	112（▲32.6%）	108（▲35.1%）	104（▲37.6%）	100（▲40.2%）	96（▲42.7%）
		次世代自動車導入割合	%	29.7（R6）	32	34	36	38	40
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電導入量	千kW	2,026（R6）	2,088	2,119	2,150	2,181	2,212
		水力発電導入量	千kW	403（R6）	403	403	403	403	404
		再生可能エネルギー発電設備導入容量	千kW	2,735（R6）	2,815	2,854	2,894	2,934	2,974
	カーボンサイクルの推進	環境・エネルギー分野の取組企業数（ｶｰﾎﾞﾝﾘｻｲｸﾙ分野）	社	0（R7）	－	－	1	1	2
		手入れ不足の人工林の間伐面積	ha/年	836（R7）	940	940	940	940	940
	気候変動への適応策の推進	気候変動適応策の認知度	%	11.9（R7）	現状値より増加				
循環型社会の実現	循環経済への移行に向けた資源循環の推進	排出量（一般廃棄物）	万ｔ	81.8（R6）	80.4	79.1	77.9	76.8	75.5
		１人１日当たりの排出量（一般廃棄物）	g	821（R6）	820	810	805	799	790
		１人１日当たりの焼却量（一般廃棄物）	g	648（R6）	647	639	635	629	622
		再生利用量（一般廃棄物）	万ｔ	13.2（R6）	13.1	12.9	12.7	12.6	12.4
		再生利用率（一般廃棄物）	%	16.1（R6）	16.2	16.2	16.3	16.3	16.4
		最終処分量（一般廃棄物）	万ｔ	7.3（R6）	7.2	7.0	6.9	6.8	6.7
		排出量（産業廃棄物）	万ｔ	1,172（R6）	1,169	1,155	1,141	1,127	1,112

※　現状値及び排出量目標は森林等の吸収源で吸収される量による削減分を加味した数値。
　　なお、端数処理により、合計が一致しない場合がある。

施策構成		項目	単位	現状値（年度）	R8	R9	R10	R11	R12
循環型社会の実現	循環経済への移行に向けた資源循環の推進	再生利用量（産業廃棄物）	万ｔ	841（R6）	851	836	822	807	792
		再生利用率（産業廃棄物）※1	%	69.3（R6）	70.8	70.9	71.0	71.1	71.2
		最終処分量（産業廃棄物）	万ｔ	17（R6）	17	16	15	14	14
		廃プラスチック類の再生利用率（産業廃棄物）	%	80.5（R6）	83.3	84.6	86.0	87.3	88.7
		食品ロス発生量	万ｔ	9.9（R6）	9.5	9.4	9.2	9.0	8.8
		家庭系食品ロス発生量	万ｔ	2.9（R6）	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6
		事業系食品ロス発生量	万ｔ	7.0（R6）	6.7	6.6	6.5	6.3	6.2
		食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる県民の割合	%	82.0（R7）	85.4	86.6	87.7	88.9	90.0
		がれき類の再生利用率（産業廃棄物）	%	95.3（R6）	95.3	95.7	96.1	96.6	97.0
	廃棄物処理システムの更なる充実・強化	産業廃棄物の不法投棄件数（10ｔ以上）	件/年	1※2（R7）	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下
		汚水処理人口普及率	%	91.3（R7）	92.8	R9以降は、次期汚水適正処理構想において目標設定予定			
地域環境の保全	良好な大気環境の確保	環境基準達成率：二酸化硫黄	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：一酸化炭素	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：二酸化窒素	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：浮遊粒子状物質	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：ベンゼン	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：ジクロロメタン	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		特定事業場（協定工場）から排出されるばい煙の排出基準適合率	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：一般地域における騒音	%	96.6（R7）	現状値より増加				
		環境基準達成率：道路に面する地域における騒音	%	88.7（R7）	現状値より増加				
		環境基準達成率：航空機騒音	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：新幹線鉄道騒音	%	66.7（R7）	現状値より増加				

※1　令和12年度までに休廃止が予定されている大規模施設の影響を考慮した再生利用率。

※2　《参考》R3～R7実績平均値1.0件

施策構成		項目	単位	現状値（年度）	R8	R9	R10	R11	R12
地域環境の保全	健全な水環境の保全・管理	環境基準達成率：重金属等有害物質	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：河川 BOD	%	93.9（R7）	現状値より増加				
		環境基準達成率：海域 COD	%	50.0（R7）	現状値より増加				
		環境基準達成率：海域全窒素	%	88.9（R7）	現状値より増加				
		環境基準達成率：海域全りん	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：地下水	%	80.0（R7）	現状値より増加				
		特定事業場から排出される排出水の排水基準適合率（重金属等有害物質）	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		COD 汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：生活系 COD	t／日	14（R6）	第 10 次水質総量削減計画において目標値を設定予定				
		COD 汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：産業系 COD	t／日	16（R6）	第 10 次水質総量削減計画において目標値を設定予定				
		COD 汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：その他 COD	t／日	6（R6）	第 10 次水質総量削減計画において目標値を設定予定				
	化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全	環境基準達成率：ダイオキシン類（大気）	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：ダイオキシン類（公共用水域）	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		環境基準達成率：ダイオキシン類（土壌）	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		事業者によるダイオキシン自主測定の排出基準適合率	%	100（R7）	100	100	100	100	100
		化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気	t／年	4,744（R6）	現状値より削減				
		化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域	t／年	230（R6）	現状値より削減				
		化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分	t／年	2,256（R6）	現状値より削減				
	プラスチックごみの海洋流出防止対策	３品目（ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋）の海岸漂着物量	t	1.55（R7）	1.40	1.34	1.27	1.17	1.06
		県内河川及び河口付近でのプラスチックごみの重量	t	0.85（R6）	0.81	0.80	0.78	0.76	0.74
		プラスチックごみ削減の必要性を理解して行動している県民の割合	%	54（R7）	54	56	58	60	62

施策構成		項目	単位	現状値（年度）	R8	R9	R10	R11	R12
地域環境の保全	地域環境の維持・向上	水質汚染事故発生件数	件	111（R3～R7平均）	111以下	111以下	111以下	111以下	111以下
自然環境と生物多様性の保全	自然資源の持続可能な利用	「暮らしている地域では、身近に自然を感じることができる」の偏差値	―	53.1（R6）	53.4	53.6	53.8	54.0	54.2
		自然公園等利用者数	万人	801（R7）	801	801	801	801	801
	生態系の健全な維持管理	生物多様性の意義の認知度	%	22.3（R6）	25	29	33	37	40
		鳥獣による人身被害件数	件	7（R7）	0	0	0	0	0
環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり	環境学習・自主的な環境活動等の推進	環境保全活動等に取り組んでいる県民の割合	%	69.8（R5）	71	72	73	74	75
		日常生活で環境保全を意識している県民の割合	%	―	76	77	78	79	80
	環境関連産業の振興	環境・エネルギー分野の取組企業数	社	170（R7）	179	188	198	207	217
	環境配慮の仕組みづくり	ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	68.8（R7）	71	72	73	74	75
		県の事務事業で排出される温室効果ガス排出量	t-CO_2	79,207（▲41.7%）（R7）	78,657（▲42.1%）	74,265（▲45.3%）	69,873（▲48.5%）	65,481（▲51.8%）	61,089（▲55.0%）
		重点３分野※における県のグリーン購入率	%	77.4（R7）	81.9	86.4	91.0	95.5	100

※　重点３分野とは、グリーン購入調達分野のうち、県における調達が多い３分野（文具類、ごみ袋等、紙類）

２　施策体系ごとの法定計画の対応表

本計画の「第４章　施策の展開」と、関連法律に基づく法定計画とは、次の表のとおり対応します。各法定計画の中心となる施策を◎、関連する施策を○で記載しています。なお、１つの環境問題及びその解決に向けた取組は、他の環境問題とも密接に関連し合っていることが多々あるため、表に記載がない施策でも関連している場合があります。

関係法律に基づく計画 第４章	地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）	気候変動適応法に規定する地域気候変動適応計画	廃棄物処理法に規定する廃棄物処理計画	食品ロス削減推進法に規定する都道府県食品ロス削減推進計画
第１節−１ 省エネルギー対策等の推進	◎		○	
第１節−２ 再生可能エネルギーの導入促進	◎		○	
第１節−３ カーボンサイクルの推進	◎			
第１節−４ 気候変動への適応策の推進	◎	◎		
第２節−１ 循環経済への移行に向けた資源循環の推進	○		◎	◎
第２節−２ 廃棄物処理システムの更なる充実・強化			◎	
第３節−１ 良好な大気環境の確保				
第３節−２ 健全な水環境の保全・管理				
第３節−３ 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全				
第３節−４ プラスチックごみの海洋流出防止対策			○	
第３節−５ 地域環境の維持・向上				
第４節−１ 自然資源の持続可能な利用				
第４節−２ 生態系の健全な維持管理				
第５節−１ 環境学習・自主的な環境活動等の推進	○		○	○
第５節−２ 環境関連産業の振興	○		○	
第５節−３ 環境配慮の仕組みづくり	○		○	○

関係法律に基づく計画 第４章	瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画	海岸漂着物処理推進法に規定する地域計画	生物多様性基本法に規定する生物多様性地域戦略	環境教育等促進法に規定する行動計画
第１節-１ 省エネルギー対策等の推進				
第１節-２ 再生可能エネルギーの導入促進				
第１節-３ カーボンサイクルの推進				
第１節-４ 気候変動への適応策の推進	○			
第２節-１ 循環経済への移行に向けた資源循環の推進	○	○	○	
第２節-２ 廃棄物処理システムの更なる充実・強化	○	○		
第３節-１ 良好な大気環境の確保			○	
第３節-２ 健全な水環境の保全・管理	◎		○	
第３節-３ 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全	○		○	
第３節-４ プラスチックごみの海洋流出防止対策	◎	◎	○	
第３節-５ 地域環境の維持・向上	○		○	
第４節-１ 自然資源の持続可能な利用	○		◎	
第４節-２ 生態系の健全な維持管理	○		◎	
第５節-１ 環境学習・自主的な環境活動等の推進	○	○	○	◎
第５節-２ 環境関連産業の振興				
第５節-３ 環境配慮の仕組みづくり	○	○	○	

３　用語解説

用語	語義
IoT	Internet of Things の略。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品までさまざまな「モノ」をつなげる技術。
アスベスト（石綿）	天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも「大気汚染防止法」（昭和 43（1968）年）により、平成元（1989）年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。
ESG 投資	従来のキャッシュフローや利益率などの、定量的な財務情報による投資判断に加えて、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）という非財務情報も考慮しておこなう投資手法。
ウォームビズ（WARM BIZ）	環境省が推奨する冬季の着衣工夫キャンペーン。暖房温度を下げ、エネルギー消費を削減する取組。
うちエコ診断	各家庭における、電気やガスなどのエネルギー消費量や温室効果ガス排出量を見える化し、ライフスタイルに合わせた具体的な対策を提案する、家庭向けの無料省エネ・CO_2 削減診断サービス。
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。
栄養塩類	植物プランクトンが増殖するうえで必要となる栄養物質（窒素、りん、ケイ素など）が、他の物質と結合して水に溶けているものの総称。海の生態系の基盤となす植物プランクトンにとっては、生育を支える重要な要素
栄養塩類管理計画	瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保に向けて、あらかじめ指定した海域において、栄養塩類濃度（窒素及びリンそれらの化合物）を増加させる措置を可能とする計画
エコアクション 21	環境省が認定する環境経営システム。事業者による環境への取組を認証・登録する制度。
エコツーリズム	自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
エコドライブ	二酸化炭素(CO_2)や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリングストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、渋滞などをまねく違法駐車をしないなどが挙げられる。
SDGs	Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（2015 年 9 月に国際サミットで採択）。17 のゴール・169 のターゲットから構成。
太田川流域振興交流会議	太田川の流域市町が連携し、流域内での振興や交流活動、水質保全活動、自然環境保全活動，普及啓発活動に関する事業の展開や情報交換を行うことにより、太田川流域の振興と交流の推進を図ることを目的としている。
オゾン層	オゾン層は地上 10～50km の大気圏にあり、約 20km 付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子３個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて２個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。
汚濁負荷量	陸域から排出される COD（化学的酸素要求量）、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。
汚泥消化ガス	下水処理により発生する汚泥を嫌気性発酵（メタン発酵）させることにより発生するガス。下水処理場内での熱源や発電等への有効活用が広まってきている。

用語	語義
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（平成 25（2013）～令和２（2020）年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の７物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。なお、温室効果は、温室効果ガスが赤外線を吸収し再放出することで、地表温度を上昇させる現象。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質排出量をゼロにすること。
カーボンリサイクル	二酸化炭素（CO_2）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。
海底耕うん	船で爪のある底曳網の漁具やスマルと呼ばれる鉄製の爪のある道具を曳きまわすことで、泥や砂泥の海底を耕すこと。海底を耕すことで、柔らかくしたり、酸素を含んだ海水を混ぜ込み、底生生物が生息しやすい状態にする。
海洋生分解性プラスチック	ある一定の条件の下で微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つもののうち、海洋中で生分解するプラスチック。
外来生物	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。
化石燃料賦課金制度	化石燃料の使用に対し課金する制度。脱炭素化へのインセンティブとして機能。
環境影響評価	大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。
環境カウンセラー	環境問題に関する専門知識や豊富な経験を有し、住民や事業者等の環境保全活動に対する助言を行う人材として環境省が実施する審査を経て登録されている。
環境基準	環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。
環境保全アドバイザー	地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行うことができる人材。県が実施または認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、希望者をアドバイザーとして登録し、地域での活動を促している。
環境マネジメントシステム	企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続。
感染性廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では、特別管理廃棄物とされている。
気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）	Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略。企業の気候関連リスク情報開示を促進する機構。
緊急銃猟	人の日常生活圏に出没したクマ類・イノシシに対して一定の条件のもとで銃猟を可能とする制度で、令和７（2025）年に鳥獣保護管理法の改正により創設された。
クーリングシェルター	熱中症特別警戒アラートの発表時、極端な高温時に熱中症の健康被害を防ぐため、市町村が冷房設備のある施設（公共施設や民間施設）を一時的な避難場所として開放する制度。
クールシェア	エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。例えば、家庭において複数のエアコン使用をやめ、なるべく１部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。
クールビズ（COOL BIZ）	環境省が推奨する夏季の軽装キャンペーン。冷房温度を上げ、エアコン使用を削減することで低炭素化を図る。

用語	語義
公益財団法人国際エメックスセンター	行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学術的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い，閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的として設立された組織。
公益社団法人瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海の環境保全に関する事業を行うことにより、瀬戸内海の環境保全に資することを目的として民間団体と関係地方公共団体によって組織されている。
光化学オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。
公共用水域	河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。
高病原性鳥インフルエンザ	水鳥やニワトリなどの鳥類に感染するウイルス。野生鳥獣の死亡や畜産に大きな影響を与える。
サーベイランス	疾病や環境汚染などについて、継続的に監視・調査する仕組み。
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。
COD（化学的酸素要求量）	Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど汚濁の程度も大きい。
CCS	Carbon Capture and Storage の略。大気中や排出源から CO2 を回収し、地下に貯蔵する技術。
CCU	Carbon Capture and Utilization の略。回収した CO2 を建材や化学品など有用な製品に活用する技術。
GX（グリーントランスフォーメーション）	脱炭素社会への転換に向けた産業・社会構造の変革。
次世代自動車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことで、燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、天然ガス自動車（CNG）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV・PHV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）などを指す。
自然海浜保全地区	市民が利用することが出来る貴重な自然海浜を保全するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、関係府県が条例により指定する瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面。
自然環境保全地域	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、優れた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。
自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）	Taskforce on Nature-related Financial Disclosures の略。企業の自然資本関連リスク情報開示を促進する機構。
自然公園	自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の３種類がある。
自動車使用合理化	自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。
臭気指数	においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気で希釈して実際に人がにおいを嗅ぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。
秋耕	稲刈り後の秋に耕起して稲わらを土に混ぜ込むことにより、土壌中に酸素がいきわたることでメタンガスの原料となる有機物が分解される。

用語	語義
循環経済（サーキュラーエコノミー）	線形経済（リニアエコノミー）という天然資源の採取から廃棄まで一方通行型の経済システムと比べ、製品や資源の廃棄を減らして再利用を促進し、環境負荷を低減する経済システム。
小水力発電	小規模な水の落差や流量を利用して発電する方式。地域の水資源を活用した再生可能エネルギー。
水素	新エネルギーとして注目されており、さまざまな資源からつくることができ、エネルギーとして利用しても二酸化炭素(CO_2)を出さないなどの特徴がある。燃料電池車や家庭用燃料電池「エネファーム」などに使用されている燃料電池は、水素から電気をつくりだしている。
スマートハウス	情報通信技術（ICT）を活用し、エネルギー管理・消費を効率化する住宅。太陽光発電や蓄電池と連携する。
生態系サービス	食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から、人間が得ることのできる恵み。「国連の主導で行われたミレニアム生態系評価（2005 年）」では、食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供する「供給サービス」、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの「調整サービス」、精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給などの「基盤サービス」の４つに分類している。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。
せとうち海援隊	海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、その活動に対し①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のＰＲ等により支援する制度。
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	市長会議：瀬戸内海沿岸の府県市で構成され、瀬戸内海の環境保全及び快適な生活環境創造のための基本施策の推進、国に対する建議及び要望活動等を行っている。
ダイオキシン類	一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち 2，3，7，8－テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。
脱炭素先行地域	2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の令和 12（2030）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデル。
多量排出事業者	廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物は 50 トン以上）、条例は 500 トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。
地球温暖化対策地域協議会	「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。
地球温暖化防止活動推進員	「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱した者。

用語	語義
DX（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術を活用して、生活に関わるあらゆる分野（仕事、暮らし、地域社会、行政）において、ビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などのあり方に変革を起こすこと。
電力固定価格買取制度（FIT）	平成24（2012）年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者に調達を義務付ける制度。
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。
都市公園	都市公園法第２条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。
トレーサビリティ	産業廃棄物の処理状況が即時に排出事業者及び廃棄物処理業者によって確認できる状態のこと。近年、アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP事業者）のサービスにおいて、全地球測位システム（GPS）を用いた運搬経路情報や処理状況の画像情報の提供など、ITを用いて排出事業者が適正な処理を確認できる仕組みが利用され始めている。
内部生産	湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やりんが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。
中干し延長	水稲を健全に生育するため、出穂期前に一定期間、水を抜いて土壌を乾かす中干し期間を延長することで、土壌中のメタン生成菌の働きが抑制される。
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	高断熱などの省エネルギー化と再生可能エネルギー導入により、年間消費エネルギーを実質ゼロ以下にする住宅。
ネット・ゼロカーボン社会	二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出実質ゼロの社会。
パーク＆ライド	都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。
排出量取引制度	温室効果ガスの排出枠を設定し、企業間で取引できる制度。排出削減を促進する政策手段。
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は焼却施設において発生し、集塵装置で捕集された粒子状の廃棄物のこと。
BOD（生物化学的酸素要求量）	Biochemical Oxygen Demandの略。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。
PFAS	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、１万種類以上の物質があり、幅広い用途で使用されていたが、有害性が指摘されており、国内外で規制やリスク管理に関する取組が進められている。
干潟	干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。
ひろしま環境の日	地球温暖化防止のため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22（2010）年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけている。
広島型カーボンサイクル	二酸化炭素（CO_2）を炭素資源（カーボン）と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

用語	語義
ひろしま気候変動適応センター	気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして令和3（2021）年4月に県立総合技術研究所保健環境センター内に設置。
広島県アダプト制度	アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって道路や河川の清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動を支援する制度。
広島県グリーン購入方針	環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え，企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため策定。
広島県地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12（2000）年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。
ひろしま地球環境フォーラム	広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。
広島湾再生推進会議	広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が協力して、陸域（流域）と海域（沿岸部を含む）が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画を策定し、これを推進することを目的としている。
微小粒子状物質（PM2.5）	Particulate Matterの略。粒径2.5μm以下の微細な粒子で、肺の奥まで到達し健康影響が大きい。
富栄養化	水域に窒素やリンが過剰に供給され、植物プランクトンが過剰増殖する現象。
豚熱	豚やイノシシに感染するウイルス性疾病。致死率が高く治療法もないため、発生した場合に畜産業への影響が深刻。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径10μm以下の粒子（SPM）。呼吸器疾患の原因となる。
フロン類	炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFCs（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定されたCFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCsを対象として、規制を行っている。
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。
保安林	水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。
マイクロプラスチック	一般に粒径5mm未満の微細なプラスチック粒子。海洋汚染や生態系への影響が懸念される。
藻場	沿岸のアマモなど海草やガラモなど海藻が群生する区域。魚類の産卵場・生育場として重要な生態系。
有機薄膜太陽電池、ペロブスカイト太陽電池	有機薄膜太陽電池は、有機半導体材料を発電層として用いることを特徴とした太陽電池。ペロブスカイト太陽電池は、ペロブスカイト型の結晶構造を持つ物質を光吸収層とする太陽電池。いずれも、シリコン系と比べ製造コストが低いことが見込まれ、厚さが極薄で軽量かつ柔軟な次世代型太陽電池。
リスクコミュニケーション	化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。
林業経営適地	現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域の関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林。
林地開発許可制度	森林を一定規模以上開発する場合に、県知事又は市町長の許可を受ける制度。
レッドデータブック	野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種をリストにまとめたもの。

4　第６次広島県環境基本計画の策定経緯等

(1) 経緯

年月日	内容
令和７（2025）年 ７月 23 日（水）	知事が環境審議会会長に諮問
令和７（2025）年 ７月 24 日（木）	環境審議会から生活環境部会及び自然環境部会へ付議
令和７（2025）年 ９月 12 日（金）	第 46 回生活環境部会・第 39 回自然環境部会合同部会 ○　「第６次広島県環境基本計画」の方向性について
令和８（2026）年 ６月４日（木）	第 47 回生活環境部会・第 40 回自然環境部会合同部会 ○　「第６次広島県環境基本計画」の骨子案について
令和８（2026）年 ７月 17 日（金）	県議会 生活福祉保健委員会 ○　「第６次広島県環境基本計画」の骨子案について
令和８（2026）年 ８月３日（月）	第 48 回生活環境部会・第 41 回自然環境部会合同部会 ○　「第６次広島県環境基本計画」素案について
令和８（2026）年 ８月 19 日（水）	県議会 生活福祉保健委員会 ○　「第６次広島県環境基本計画」素案について
令和８（2026）年 ８月 20 日（木）	パブリックコメントの実施（令和８年９月 24 日（木）まで） ○　「第６次広島県環境基本計画」素案について
	市町への意見聴取（法定要件） ○　「第６次広島県環境基本計画」素案について
令和８（2026）年 ９月 11 日（金）	県議会 生活福祉保健委員会【集中審議】 ○　「第６次広島県環境基本計画」素案について
令和８（2026）年 10 月７日（水）	湾灘協議会（西部・中部・東部合同） ○　「瀬戸内海の環境の保全に関する県計画」に係る意見聴取
令和８（2026）年 10 月８日（木）	第 49 回生活環境部会・第 43 回自然環境部会合同部会 ○　「第６次広島県環境基本計画」案について
令和８（2026）年 10 月 19 日（月）	県議会 生活福祉保健委員会 ○　「第６次広島県環境基本計画」素案に係る県議会意見等への対応について
令和８（2026）年 10 月 21 日（水）	生活環境部会及び自然環境部会から環境審議会へ報告
令和８（2026）年 10 月 22 日（木）	環境審議会が知事に答申

(2) 広島県環境審議会委員一覧（令和８（2026）年 10 月末現在）

区分	氏名	職名	生活環境部会	自然環境部会
会長	西嶋　　渉	広島大学環境安全センター教授		
会長代理	小野寺　真一	広島大学大学院先進理工系科学研究科教授		
会長代理	﨑田　省吾	広島工業大学環境学部地球環境学科教授	部会長	
委員	青山　範子	広島県地球温暖化対策地域協議会連絡会副会長	部会員	
委員	天野　純子	一般社団法人広島県医師会常任理事	部会員	
委員	石津　正啓	広島県議会議員		
委員	石原　敬史	広島森林管理署長		部会員
委員	井上　憲一郎	広島県漁業協同組合連合会専務理事	部会員	
委員	大内　佳子	広島県生活協同組合連合会理事	部会員	
委員	沖野　由香	ＪＡ広島県女性組織協議会会長		部会員
委員	小倉　亜紗美	呉工業高等専門学校准教授	部会員	
委員	片寄　秀樹	中国地方整備局企画部環境調整官	部会員	
委員	神田　隆彦	広島県議会議員		
委員	閑田　英敬	中国経済産業局資源エネルギー環境部長		
委員	久我　ゆかり	広島大学大学院統合生命科学研究科教授		部会長
委員	窪田　泰久	広島県議会議員		
委員	下川　絵美	弁護士		
委員	狭戸尾　浩	広島県議会議員		
委員	髙杉　清志	一般社団法人広島県猟友会副会長		部会員
委員	内藤　佳奈子	県立広島大学生物資源科学部准教授		部会員
委員	西本　尚士	広島県商工会議所連合会幹事長	部会員	
委員	橋本　温	県立広島大学生物資源科学部教授	部会員	
委員	百武　ひろ子	県立広島大学大学院経営管理研究科教授	部会員	
委員	福知　基弘	広島県議会議員		
委員	藤中　裕治	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	部会員	
委員	松本　太郎	広島県市長会・廿日市市長	部会員	
委員	南　心司	広島市安佐動物公園元園長		部会員
委員	箕野　博司	広島県町村会・北広島町長	部会員	
委員	宮本　由美子	一般社団法人広島県山岳・スポーツクライミング連盟理事		部会員
委員	安井　友子	公益社団法人広島県薬剤師会理事		
委員	吉田　悦子	公益社団法人広島消費者協会理事	部会員	
委員	吉冨　健一	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授		

（敬称略、五十音順（会長、会長代理を除く））

諮問文書

写

令和７年７月 23 日

広島県環境審議会会長　様

広　　島　　県　　知　　事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
環　　境　　政　　策　　課

第６次広島県環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、広島県環境基本条例（平成７年広島県条例第３号）第９条第３項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

付議文書

写

令和７年７月 24 日

広島県環境審議会
　生活環境部会長　様
　自然環境部会長　様

広 島 県 環 境 審 議 会
会長　　西　嶋　　渉

諮問事項の付議について（依頼）

令和７年７月 23 日付けで広島県知事から別紙のとおり当審議会に諮問されました。

ついては、広島県環境審議会運営要綱第３条の規定により、貴部会に次の諮問事項を付議します。

諮問事項

第６次広島県環境基本計画の策定について

報告文書

写

令和８年 10 月 21 日

広島県環境審議会
　会長　西嶋　渉　様

広島県環境審議会
　生活環境部会長　崎田　省吾
　自然環境部会長　久我　ゆかり

生活環境部会及び自然環境部会への付議事項について（報告）

令和７年７月 24 日付けで付議された次の事項については、別紙のとおりとすることが適当である旨決議しました。

付議事項

第６次広島県環境基本計画の策定について

答申文書

令和８年 10 月 22 日

広 島 県 知 事　様

広 島 県 環 境 審 議 会
会 長　西 嶋　渉

第６次広島県環境基本計画の策定について（答申）

令和７年７月 23 日付けで諮問のあった「第６次広島県環境基本計画」については、生活環境部会及び自然環境部会に付議し、これまで４回の合同部会を開催し、審議を重ねてまいりました。

この間、現行の第５次広島県環境基本計画における取組状況の検証等を行い、現行計画策定後の社会情勢や環境分野における３つの危機（気候変動、汚染、生物多様性の損失）を始めとする新たな課題などを考慮しながら、今後の環境施策について審議を行いました。

本計画案には、これまで議論してきた内容が取り入れられており、今後の広島県の環境施策の総合的かつ計画的な推進のためにふさわしい計画となっているものと考えます。

よって、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指していく「第６次広島県環境基本計画（案）」について、適当と認め、ここに答申します。

なお、「第６次広島県環境基本計画」の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」を実現するためには、県による施策の推進のみならず、県民・事業者・市町などのあらゆる主体と連携・協働して取り組んでいく必要があることから、本計画に掲げる施策とその効果を分かりやすく発信し、県民・事業者等による環境に配慮した行動の実践につなげていくことを期待します。